



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 : 住 江 織 物 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 会 長 兼 社 長 吉 川 一 三
(コト`番号 : 3501 東証第一部)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 経 営 企 画 室 部 長
新 實 啓 悦
(TEL 06-6251-6803)

第三者委員会設置および平成 28 年 5 月期決算発表の日程変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 11 日付「平成 28 年 5 月期決算発表の日程変更に関するお知らせ」でお知らせいたしました、米国現地法人(Suminoe Textile of America 以下「STA」と言う)のシステムの不具合による在庫や仕損費などの数値につきまして、外部の専門家も入れた上で精査を進めてまいりました。

当社は、平成 28 年 6 月 27 日に開示した業績下方修正では、STA の生産ラインの混乱として営業利益の約 10 億円の悪化を見込んでおりましたが、その後の外部弁護士等を含めた調査委員会の調査及び米国における外部調査機関の調査におきまして、棚卸資産の過大計上が判明し、それについての内部調査によって現時点で約 5 億円という大幅な棚卸資産の評価減が必要と認識しました。また、それらの一部に不適切な会計処理の兆候が発見されたため、より公正性を確保した調査が必要であると判断し、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本日予定しておりました「平成 28 年 5 月期決算短信」の開示につきましては、第三者委員会の調査結果を踏まえて発表させていただきますので、その日程を再度延期させていただきます。以上あわせてお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会設置の経緯

平成 27 年 9 月末において STA は、供給能力逼迫により、中間決算期棚卸を関与監査法人 Deloitte の了承のもと延期いたしました。同 12 月末になって中間棚卸を実施することができ、このときに多額の在庫差異を認識するに至りました。平成 28 年 1 月以降の社内調査で、差異の原因を基幹システムの不具合及び棚卸作業不備による誤謬と判断し、原因究明作業に入りました。

こうした中、平成 28 年 3 月 4 日に Deloitte 事務所へ STA の元従業員からの内部通報(在庫の格上げ)があり、同月の Deloitte 監査において、合理性に疑義がある取引(平成 27 年 3 月期を跨いだ売上返品(約 180 千ドル))を識別し、同 4 月以降これを受けて STA において社内調査を実施いたしました。この調査では、当社ではこれらの事案は業界において通常行われている取引形態の範疇であると考えられましたが、事実関係について引き続き調査を要するものと判断いたしました。

その後、同 5 月 30 日に STA 社内調査において、上記の在庫の格上げや売上返品について、親会社の事業部執行役員及び部長からの影響の下になされた可能性があることが判明し、同 6 月 6

日に親会社において外部弁護士等を含めた調査委員会を立上げ、加えて米国において STA から独立した外部調査機関に依頼の上で調査を行うこととなりました。

同 6 月 27 日に、業績下方修正として、STA の生産ラインの混乱として営業利益の約 10 億円の悪化を見込む旨の開示を行い、また、同 7 月 11 日に STA の在庫や仕損費などの数値の精査に時間を要しているため決算発表の日程変更をおこなう旨の開示を行いました。その後の外部弁護士等を含めた調査委員会の調査におきまして棚卸資産の過大計上が判明し、それについての内部調査によって現時点で約 5 億円という大幅な棚卸資産の評価減が必要と認識しました。

さらに、上記の外部弁護士等を含めた専門家による調査委員会の調査及び米国における外部調査機関による 7 月 22 日の中間報告書の内容から、6 月 27 日に開示した約 10 億円の悪化及びその後に見えられた約 5 億円の修正のそれぞれに関する会計処理の内、一部に不適切な会計処理の兆候が見えられたため、より公正性を確保した調査が必要であると判断し、本日開催の取締役会において、第三者委員会を設置することを決議いたしました。

2. 第三者委員会の目的

当社がとるべき会計処理の検討を行う為、不適切会計の兆候のある事実関係について、米国における外部調査機関による調査を更に拡大深化させて継続する事と並行して、STA で発見された不適切な会計処理の兆候について、これらを示唆・強要する直接的関与だけでなく、過大な圧力を掛けるといった間接的な形での当社の関与の有無や現状の内部統制上の問題点等についての調査及び分析並びにその他、第三者委員会が必要と認めた全ての事項について調査及び分析を行います。

3. 第三者委員会の構成（敬称略）

委員長 千森 秀郎（弁護士、弁護士法人三宅法律事務所 代表社員）
委員 黒田 清行（弁護士、弁護士法人三宅法律事務所 パートナー）
委員 中辻 義則（公認会計士、中辻公認会計士事務所）

なお、第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日公表）」に沿って委員の選定を行っております。

4. 平成 28 年 5 月期決算短信の開示が遅延する理由と決算発表の予定時期

上記のとおり会計処理の前提となる事実の調査が必要であり、第三者委員会を設置し、その実態解明につとめてまいります。調査及び決算数値の確定作業に時間を要するために、決算発表を延期するものです。なお、具体的な開示時期については、確定次第お知らせいたします。

5. 今後の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。

第三者委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係および当社の業績に及ぼす影響につきましては、判明次第速やかな適時開示を行ってまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、心より深くお詫び申し上げます。